

日薬業発第 302 号
令和 2 年 9 月 30 日

都道府県薬剤師会 会長 殿

日本薬剤師会
副会長 森 昌平

医療用医薬品の流通改善に向けた取組について（依頼）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、厚生労働省医政局経済課、同保険局医療課より通知がありましたのでお知らせいたします。

「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」につきましては平成 30 年 1 月 29 日付け日薬業発第 323 号ほかにてお知らせしたところです。医療用医薬品の流通改善及び医療現場への安定供給を一層推進する観点から、ガイドラインに沿った取組の継続について協力依頼が参りました。現在、各薬局におかれましては、新型コロナウイルス感染症への対応を行いながら、ガイドラインの遵守に努めていただいているところですが、引き続き本件につきましてもご高配のほど、お願い申し上げます。

また、流通当事者間で交渉が行き詰まった場合などには、厚生労働省医政局経済課流通指導室に相談フォームが設けられております（以下参照）。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますよう、お願い申し上げます。

<厚生労働省医政局経済課流通指導室 相談フォーム>

https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/202004_01_ryutsugl

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

厚生労働省医政局経済課
厚生労働省保険局医療課

医療用医薬品の流通改善に向けた取組について（依頼）

医療用医薬品の流通改善については、平成30年1月23日付けで「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を発出、同年4月1日から適用し、全ての流通関係者に遵守を求めてきたところです。

流通関係者にとっては、現在、新型コロナウイルス感染症への対応を行いながら、ガイドラインの遵守に努めていただいていると承知していますが、医療用医薬品の流通改善及び医療現場への安定供給を一層推進する観点から、ガイドラインに沿った取組の継続について、貴団体会員等に対し改めて周知いただきますようお願いいたします。

また、流通当事者間で交渉が行き詰まった場合などには、医政局経済課流通指導室（相談フォーム：https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/202004_01_ryutsugl）宛てに積極的にご相談いただきますようお願いいたします。

※ ガイドラインにおいては「2年に1回行われる薬価調査の間の年に薬価調査・薬価改定を行うことを考慮」とされていますが、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）において、「本年の薬価調査を踏まえて行う2021年度の薬価改定については、骨太方針2018等の内容に新型コロナウイルス感染症による影響も勘案して、十分に検討し、決定する。」とされています。